≪ 商 品 説 明 書 ≫

2019年7月1日現在

商品名（愛称）	・貯蓄預金
ご利用いただける方	・個人のお客様
期　間	・定めはございません
お預け入れについて (1)　お預け入れ方法 (2)　お預け入れ金額 (3)　お預け入れ単位	 ・随時お預け入れいただけます ・1円以上（新規ご契約時は10万円以上となります） ・1円単位
払い戻し方法	・随時払い戻しいたします
利　息 (1)　適用利率 (2) 利払い方法 (3) 計算方法	・変動金利 ・毎月第1月曜日に利率の見直しをいたします。 毎日の最終残高に応じ、金額階層別に店頭表示の利率を適用いたします。 ①10万円未満　②10万円以上100万円未満 ③100万円以上300万円未満　④300万円以上1，000万円未満 ⑤1，000万円以上 （金融情勢によっては、複数の階層にまたがって同一の利率を適用することがあります。） ・年2回、2月・8月の当金庫所定の日にお支払いいたします （ただし、口座を解約される場合は、解約時にお支払いいたします） ・付利最低残高：1000円、付利単位：100円 1年を365日とする日割り計算を行います
税　金	・20％の源泉分離課税（国税15％、地方税5％） ・法令によるマル優制度をご利用できるお客さまは非課税とすることができます ※　平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に受け取る利息には「復興特別所得税」が上乗せされ、20．315％（国税15．315％、地方税5％）の税金がかかります。
手数料	・キャッシュカードによる払い戻し等にあたっては、店頭に掲示する手数料をいただく場合があります
付加できる特約事項	・この預金による総合口座取引はできません
期日前解約時のお取扱い	―
金利情報の入手方法	・店頭備付けの金利表示またはインターネット上のホームページをご覧いただくか、または店頭にお問合せください
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または地域創生室（9時～17時、電話：0120-114-156）にお申し出ください。 紛争解決措置　天神弁護士センター（電話：092-741-3208）、北九州法律相談センター（電話：093-561-0360）、久留米法律相談センター（電話：0942-30-0144）の福岡県弁護士会の相談センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記地域創生室にお申し出ください。 なお、各相談センターに直接申し立てていただくことも可能です。
その他参考となる事項	・この預金では、給与、年金、配当金および公社債元利金等の自動受取口座としての指定および各種公共料金等の自動支払いをすることはできません。 ・この預金は預金保険の対象商品となっています。同制度による保護対象預金と合算して、1預金者あたり元本1,000万円とその利息が保護されます